別表第２　級別資格基準表（第４条関係）

（１）一般職俸給表（一）級別資格基準表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 選考 | 学歴免許等 | 必要年数区分 | 職務の級 |
| 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 | 8級 | 9級 | 10級 |
| 正規の試験又は選考 | 大学卒 | 必要在級年数 |  | 3 | 4 | 4 | 2 | 2 | 別に定める | 別に定める | 別に定める | 別に定める |
| 必要経験年数 | 0 | 3 | 7 | 11 | 13 | 15 |
| 高校卒 | 必要在級年数 |  | 8 | 4 | 4 | 2 | 2 | 別に定める | 別に定める | 別に定める | 別に定める |
| 必要経験年数 | 0 | 8 | 12 | 16 | 18 | 20 |
| その他 | 中学卒 | 必要在級年数 |  | 9 | 4 | 4 | 2 | 2 | 別に定める | 別に定める | 別に定める | 別に定める |
| 必要経験年数 | 3 | 12 | 16 | 20 | 22 | 24 |

備考　正規の試験による採用者の学歴免許等の適用については、大学卒の区分によるものとする。

（２）一般職俸給表（二）級別資格基準表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 学歴免許等 | 必要年数区分 | 職務の級 |
| １級 | ２級 | ３級 |
| 高校卒 | 必要在級年数 |  | ６ | 別に定める |
| 必要経験年数 | ０ | ６ |

備考

１　学歴免許等の資格が学歴免許等資格区分表の「高校卒」の区分に達しないものに対するこの表の適用については、その者の学歴免許等の資格にかかわらず、「高校卒」の区分による。

２　この表を適用する場合における職員の経験年数は、第６条及び第７条の規定にかかわらず、免許を取得した時（やむを得ない事情（本人の都合による場合を除く。）によって正式の免許の取得の時期が遅れたものについては、当該免許の取得にあたって施行された資格試験に合格した時）以後のものとする。

３　免許取得前に、次の表の経歴欄に掲げる業務に従事した経歴を有するものについて、他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、同表に掲げる経歴に係る年数で高校卒後（修学年数が高校卒に達しない者にあっては、その者の最終学歴取得時からその修学年数の差の期間を経過した日以後）のものについて、同表の換算率欄に定める換算率を乗じた年数を、免許取得後の経験年数として取り扱うことができる。

|  |  |
| --- | --- |
| 経　　　　歴 | 換算率 |
| 自動車の助手、軍用自動車の運転又は自動車に類する機器の運転、操作、整備等当該免許を必要とする業務に準ずる業務に従事した経歴 | １０割以下 |

４　次に掲げる職務の級に決定しようとする場合において、その者の経験年数、号俸等が当該職務の級欄に対応する基準欄に掲げる全ての基準に達しているときは、この表に定める資格基準に従ったものとして、第９条第１項、第２０条第１項又は第２２条第１項若しくは第２項の規定により当該職務の級に決定することができる。

|  |  |
| --- | --- |
| 職務の級 | 基　　　　準 |
| ３級 | １　高度の技能又は経験を必要とする自動車運転手であること。２　自動車運転等の免許取得後１５年以上の経験年数を有していること。３　一般職俸給表（二）２級４１号俸以上の号俸を受けていること。 |

備考　この表を適用する場合の職員の経験年数は、第６条又は別表第２（級別資格基準表）備考第２項の規定によって求められたものとし、号俸は、その者が昇格の日の前日に受けていた号俸（昇格がなかったならば昇格の日に受けることとなる号俸を含む。）を示すものとする。

（３）教育職俸給表級別資格基準表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職種 | 学歴免許等 | 必要年数区分 | 職務の級 |
| １級 | ２級 | ３級 | ４級 | ５級 | ６級 |
| 教　授 | 大学卒 | 必要在級年数 |  |  |  | ３ | 別に定める | 別に定める |
| 必要経験年数 |  |  | ０ | ９ |
| 短大卒 | 必要在級年数 |  |  |  | ３ | 別に定める | 別に定める |
| 必要経験年数 |  |  | ０ | １２ |
| 准教授 | 大学卒 | 必要在級年数 |  |  | ６ | ３ |  |  |
| 必要経験年数 |  | ０ | ６ | ９ |  |  |
| 短大卒 | 必要在級年数 |  |  | ６ | ３ |  |  |
| 必要経験年数 |  | ０ | ９ | １２ |  |  |
| 講　師 | 大学卒 | 必要在級年数 |  |  | ６ |  |  |  |
| 必要経験年数 |  | ０ | ６ |  |  |  |
| 短大卒 | 必要在級年数 |  |  | ６ |  |  |  |
| 必要経験年数 |  | ０ | ９ |  |  |  |
| 助　教 | 大学卒 | 必要在級年数 |  |  |  |  |  |  |
| 必要経験年数 |  | ０ |  |  |  |  |
| 短大卒 | 必要在級年数 |  |  |  |  |  |  |
| 必要経験年数 | ０ | ２.５ |  |  |  |  |

（４）医療職俸給表級別資格基準表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職種 | 学歴免許等 | 必要年数区分 | 職務の級 |
| １級 | ２級 | ３級 | ４級 | ５級 |
| 看護師 | 大学卒 | 必要在級年数 |  |  | ５ | 別に定める | 別に定める |
| 必要経験年数 |  | ０ | ５ |
| 短大卒 | 必要在級年数 |  |  | ７ | 別に定める | 別に定める |
| 必要経験年数 |  | ０ | ７ |
| 准看護師 | 准看護師養成所卒 | 必要在級年数 |  |  |  |  |  |
| 必要経験年数 | ０ |

備考

１　学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法（昭和２３年法律第２０３号）第２２条第１号又は第２号に規定する学校又は養成所（平成１３年法律第１５３号による改正前の保健婦助産婦看護婦法第２２条第１号又は第２号に規定する学校又は養成所を含む。）の卒業を示す。

２　この表を適用する場合における職員の経験年数は、第６条及び第７条の規定にかかわらず、それぞれの免許を取得した時（やむを得ない事情（本人の都合による場合を除く。）によって正式の免許の取得の時期が遅れたものについては、当該免許の取得にあたって施行された資格試験に合格した時）以後のものとする。

３　看護師で免許取得前に准看護師の業務に従事した経歴（別表第６（初任給基準表）医療職俸給表初任給基準表備考第３項の規定の適用を受ける者にあっては、准看護師の業務に従事した経歴のうち３年を超える経歴）を有するものについて、他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、その年数の８割以下の年数（他の職員との均衡を著しく失する場合は、１０割以下の年数で学長の承認を得たもの）を、免許取得後の経験年数として取り扱うことができる。

（５）技術職俸給表級別資格基準表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 選考 | 学歴免許等 | 必要年数区分 | 職務の級 |
| 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 | 8級 | 9級 | 10級 |
| 正規の試験又は選考 | 大学卒 | 必要在級年数 |  | 3 | 4 | 4 | 2 | 2 | 別に定める | 別に定める | 別に定める | 別に定める |
| 必要経験年数 | 0 | 3 | 7 | 11 | 13 | 15 |
| 高校卒 | 必要在級年数 |  | 8 | 4 | 4 | 2 | 2 | 別に定める | 別に定める | 別に定める | 別に定める |
| 必要経験年数 | 0 | 8 | 12 | 16 | 18 | 20 |
| その他 | 中学卒 | 必要在級年数 |  | 9 | 4 | 4 | 2 | 2 | 別に定める | 別に定める | 別に定める | 別に定める |
| 必要経験年数 | 3 | 12 | 16 | 20 | 22 | 24 |

備考　正規の試験による採用者の学歴免許等の適用については、大学卒の区分によるものとする。